

ラダートランク及び舵に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正理由

IACS 統一規則 S10 は、舵、シューピース及びラダーホーンについて規定しており、本会もこれを鋼船規則に取入れている。

IACS では、この IACS 統一規則 S10 の一部の要件について見直しを行い、その結果、ラダートランクやコーンカップリング等に関する規定等を改め、2019 年 9 月に IACS 統一規則 S10(Rev.6)として採択した。

このため、IACS 統一規則 S10(Rev.6)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ラダートランクに関する要件の適用を改めた。
- (2) 舵のラダーホーンリセス部における R 半径に関する要件の適用を明確にした。
- (3) コーンカップリングにおける円錐部長さとカップリング長さの違いを明確にした。
- (4) 舵頭材及びピントルのベアリングに使用する合成材料の硬さに関する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 C 編 2.2.8, 3.1.2, 3.1.3, 表 C3.1, 図 C3.5, 3.8.3, 図 C3.7, 図 C3.8, 図 C3.9, 図 C3.10, 3.8.4, 3.10.2, 表 C3.3
鋼船規則 CS 編 2.2.7, 3.1.2, 3.1.3, 表 CS3.1, 図 CS3.5, 3.9.3, 図 CS3.7, 図 CS3.8, 図 CS3.9, 図 CS3.10, 3.9.4, 表 CS3.3
鋼船規則検査要領 C 編 C3.8.4
鋼船規則検査要領 CS 編 CS3.9
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 5.1.1, 表 5.1, 5.6.1